

国際医療福祉大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 国際医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本大学院は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第1条の4 本大学院は、各研究科専攻等の教育上の目的に応じ、学生が修了後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(課程)

第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び収容定員)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。各研究科の教育研究上の目的については別に定める。

一 医療福祉学研究科

二 薬科学研究科

三 薬学研究科

2 前項の医療福祉学研究科に、次の専攻を置く。各専攻の教育研究上の目的については別に定める。

一 保健医療学専攻

二 医療福祉経営専攻

三 臨床心理学専攻

3 第1項の薬科学研究科に、次の専攻を置く。専攻の教育研究上の目的については別に定める。

生命薬科学専攻

4 第1項の薬学研究科に、次の専攻を置く。専攻の教育研究上の目的については別に定める。

医療・生命薬学専攻

5 第2項に定める医療福祉学研究科の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

修 士 課 程			博 士 課 程		
専 攻 名	入学定員	収容定員	専 攻 名	入学定員	収容定員
保健医療学専攻	100名	200名	保健医療学専攻	50名	150名
医療福祉経営専攻	50名	100名			
臨床心理学専攻	25名	50名			

6 第3項に定める薬科学研究科の専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

修 士 課 程		
専 攻 名	入学定員	収容定員
生命薬科学専攻	5名	10名

7 第4項に定める薬学研究科の専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

博 士 課 程		
専 攻 名	入学定員	収容定員
医療・生命薬学専攻	5名	20名

8 第2項から第4項の専攻に置く分野、領域及びコースは別に定める。

第2章 修業年限、教育課程及び修了の要件等

(修業年限)

第4条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合には、1年とすることができる（以下「1年修了コース」という）。

2 医療福祉学研究科博士課程の修業年限は、3年とする。

3 薬学研究科博士課程の修業年限は、4年とする。

(授業科目の履修及び単位等)

第5条 医療福祉学研究科の各専攻の授業科目の履修及び単位等については、別に定める。

2 薬科学研究科の専攻の授業科目の履修及び単位等については、別に定める。

3 薬学研究科の専攻の授業科目の履修及び単位等については、別に定める。

(研究指導教員)

第6条 学生は、入学に際し、研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、その研究指導教員の許可を得て、他の教員の指導を受けることができる。

(履修方法)

第7条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 修士課程（1年修了コースを除く）の学生が、外国において研究、研修を行う等の修学上の特別な事情があり、修業年限2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、審査のうえ当該計画的な履修を認めることができる。この場合の申し出の時期は、原則入学時とする。

(成績の評価)

第7条の3 成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(修了の要件)

第8条 修士課程の修了要件は、第4条第1項に定める年数以上在学し、所要の科目を履修して、医療福祉学研究科保健医療学専攻及び医療福祉経営専攻並びに薬科学研究科生命薬科学専攻については30単位以上、医療福祉学研究科臨床心理学専攻については32単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ本課程の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項の修了要件に係る在学年数に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医療福祉学研究科博士課程の修了要件は、第4条第2項に定める年数以上在学し、所要の科目を履修して、12単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 4 前項の修了要件に係る在学年数に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として修士課程に2年以上在学して修了した者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとし、修士課程に1年以上2年未満在学して修了した者については、博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 薬学研究科博士課程の修了要件は、第4条第3項に定める年数以上在学し、所要の科目を履修して、32単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 6 前項の修了要件に係る在学年数に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査等)

第9条 学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、研究科会議の審査に基づいて行う。

- 2 前条第1項に定める特定の課題についての研究の成果の審査については、前項を準用する。

(学位の授与)

第10条 学長は、修士課程を修了した者に修士の学位を、博士課程を修了した者に博士の学位を授与する。

- 2 学位については、別に定める。

(教育職員免許状)

第10条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる研究科専攻、教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科専攻	教育職員免許状の種類
医療福祉学研究科保健医療学専攻	養護教諭専修免許状

(他の大学院、研究所等における学修の取扱い)

第11条 他の大学院における授業科目の履修、研究所等における研究指導等の取扱いについては、大学院設置基準の趣旨に沿い、別に定める。

(メディアを利用して行う教育)

第11条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にテレビ会議システムによる同時双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(その他)

第12条 学年、学期及び休業日については、国際医療福祉大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第3章 入学、在学、休学及び退学等

（入学資格）

第13条 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 専修学校の専門課程を修了した者で、高度専門士の称号を授与されたもの
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
 - 七 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - 九 その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 医療福祉学研究科博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 専門職学位を有する者
 - 三 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 六 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 七 平成元年文部省告示第118号をもって文部科学大臣の指定した者
 - 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
 - 九 その他本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- 一 大学（薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。以下この項において同じ。）を卒業した者
 - 二 修士の学位又は専門職学位を有する者

- 三 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
六 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
七 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者
八 平成元年文部省告示第118号を持って文部科学大臣の指定した者
九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
十 その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の出願)

第14条の2 大学院の入学志願者は、所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに本学に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第15条 入学者の選考は、論文審査、面接、その他の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、本学学部の卒業者並びに本大学院修士課程の修了者に限り、受入予定人員の一定割合につき、別途選考とすることができます。

(入学手続)

第16条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(転入学、再入学)

第18条 学長は、本大学院に転入学又は再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、相當年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、別に定める。

(在学)

第19条 本大学院における在学期間は、第4条に規定する修業年限の2倍を超えることができない。ただし、修士課程の学生のうち、勤労等の事情により特に必要があると認められる場合には、在学期間を更に2年延長することができる。

2 第7条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間は、許可された修業年限の2倍を超えることはできない。

(休学、転学及び退学等)

第20条 大学院学生の休学、転学、転研究科、転専攻、退学及び除籍等並びに表彰、懲戒については、

大学学則の規定を準用する。

(研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生)

第21条 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。

(特別研究学生)

第21条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院とあらかじめ協議のうえ、特別研究学生として受け入れることがある。

(特別聴講学生)

第21条の3 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院とあらかじめ協議のうえ、特別聴講学生として受け入れることがある。

第4章 大学院の運営等

(大学院長)

第22条 本大学院に、大学院長を置く。

2 大学院長は、学長の命を受けて大学院の校務をつかさどる。

(副大学院長)

第22条の2 本大学院に、大学院長を補佐するため、副大学院長を置くことができる。

(研究科長)

第23条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、大学院長がこれを兼ねることができる。

(専攻主任)

第23条の2 各専攻に、専攻主任を置く。

(研究科会議)

第24条 研究科に、研究科会議を置く。

2 研究科会議は、大学院長、研究科長、専攻主任、当該研究科の授業又は研究指導を担当する教授及びその他大学院長が指名する者をもって構成する。

3 研究科会議は、大学院長が招集し、議長となる。大学院長に事故あるときは、大学院長が予め指名する者が議長の職務を代行する。

4 研究科会議は、次に掲げる事項について審議し、大学院長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

5 研究科会議は、前項に規定するものの他、大学院長及び研究科長（以下「大学院長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学院長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 その他研究科会議に関する事項は、別に定める。

(専攻会議)

第25条 各専攻に、専攻会議を置くことができる。

2 専攻会議に関する事項は、別に定める。

(学長との協議)

第26条 削除

第5章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第27条 入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(休学中、退学等の場合の学生納付金)

第27条の2 休学中及び留学中の授業料の取扱いは、大学学則第55条第2項の規定を準用する。

2 学年の中途中において退学、転学、停学又は退学を命ぜられた者の学生納付金の取扱いは、大学学則第56条の規定を準用する。

(授業料等の納付等)

第28条 削除

第6章 附属施設

(附属施設)

第29条 本大学院の附属施設として青山心理相談室を置く。

2 大学院青山心理相談室に関する規程は、別に定める。

第7章 補則

(補則)

第30条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成11年度は入学定員と同数とする。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第3条第2項に規定する博士後期課程及び医療福祉経営専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成13年度は、入学定員と同数とする。なお、博士後期課程の平成14年度の収容定員は、入学定員の2倍の数とする。

3 現にある保健医療学専攻修士課程については、平成13年4月1日より博士前期課程となる。ただし、授業科目等については、従前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成13年12月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日施行以前に、博士前期課程及び博士後期課程に入学した者については、従前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する修士課程保健医療学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は、123名とする。
- 3 第5条(授業科目等)の規定は、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第28条(入学検定料及び学生納付金)の規定は、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する修士課程臨床心理学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度は、入学定員と同数とする。
- 3 第5条(授業科目等)の規定は、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条(授業科目等)の規定は、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第28条(入学検定料及び学生納付金)の規定は、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項に規定する修士課程の保健医療学専攻及び臨床心理学専攻の収容定員は、平成21年度は、それぞれ次のとおりとし、博士課程の保健医療学専攻の収容定員は、平成21年度及び平成22年度は次のとおりとする。

修士課程

平成21年度

保健医療学専攻	190名
臨床心理学専攻	40名

博士課程

平成21年度 平成22年度

保健医療学専攻	105名	130名
---------	------	------

- 3 第3条第5項に規定する修士課程薬学研究科医療・生命薬学専攻の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成21年度は、入学定員と同数とする。
- 4 第5条(授業科目等)の規定は、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第28条(入学検定料及び学生納付金)の規定は、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第5項に規定する修士課程薬科学研究科生命薬科学専攻の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成22年度は、入学定員と同数とする。
- 3 薬科学研究科医療・生命薬科学専攻は、平成22年度から学生募集を停止する。ただし、薬科学研究科医療・生命薬科学専攻の平成22年度の収容定員は、次のとおりとし、当該研究科当該専攻に平成23年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとする。

平成 22 年度

薬科学研究科

医療・生命薬科学専攻 15 名

- 4 第5条（授業科目等）の規定は、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第28条（入学検定料及び学生納付金）の規定は、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第5条（授業科目等）の規定は、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条第6項に定める修士課程薬科学研究科生命薬科学専攻の平成24年度の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 24 年度

薬科学研究科

生命薬科学専攻 20 名

- 3 第3条第7項に定める博士課程薬学研究科医療・生命薬学専攻の平成24年度、平成25年度及び平成26年度の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 24 年度 平成 25 年度 平成 26 年度

薬学研究科

医療・生命薬学専攻 5 名 10 名 15 名

- 4 第5条（授業科目等）の規定は、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第27条（入学検定料及び学生納付金）の規定は、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。